相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県高浜市二池町五丁目一番地九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　斎藤　正男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

愛知県安城市御幸本町一一番二七号第二大嶽ビル三階　相続財産管理人　弁護士　深津　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県犬山市大字五郎丸字森上一番地一八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　八木　伍郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

愛知県名古屋市東区泉一丁目一番三一号吉泉ビル五階　相続財産管理人　中島　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区太秦垣内町一二番地、最後の住所大阪府門真市四宮五丁目三番二四―一〇四号　被相続人　亡　岡本　雅二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

大阪市北区天神橋二―五―二五若杉グランドビル本館六階　相続財産管理人　弁護士　外山　将平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇郡高森町大字高森二四五八番地、最後の住所大阪府河内長野市緑ケ丘北町二二番一九号　被相続人　亡　吉田　尚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階　相続財産管理人　内藤　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市長田区東尻池町二丁目五七番地一、最後の住所神戸市垂水区神陵台六丁目二番九―三六二号　被相続人　亡　小倉　芳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

神戸市中央区中町通二丁目三番二号　三共神戸ツインビル六階　みなと法律事務所　相続財産管理人　弁護士　明石　葉子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市中院町二四番地、最後の住所奈良県奈良市芝辻町二〇番地　被相続人　亡　野田　セキ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

奈良県奈良市中登美ヶ丘六―三―三リコラス登美ヶ丘A棟二〇二　弁護士法人松柏法律事務所　相続財産管理人　藤木　秀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市大和田町六〇八番地、最後の住所奈良県奈良市大和田町六〇八　被相続人　亡　藤澤キミエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

奈良市登大路町五番地　修徳ビル一階　相続財産管理人　弁護士　深水　麻里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県大田市朝山町仙山二九二番地、最後の住所島根県大田市大田町大田イ七七二番地六　被相続人　亡　岩谷　導明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

島根県出雲市大津町一一七番地二三　相続財産管理人　天野　愿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市博多区麦野五丁目一番地の四〇、最後の住所福岡県糟屋郡志免町大字南里三〇八番地一宝満ビル一〇二号　被相続人　亡　田中　満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

福岡市中央区大手門一丁目五番一〇号　相続財産管理人　髙松　まり

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県宇城市松橋町松橋一一六七番地、最後の住所熊本市北区室園町一〇番一七号竜山内科リハビリテーション病院　被相続人　亡　下田　哲郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

事務所熊本市北区鹿子木町六〇番地一今井一洋事務所　相続財産管理人　司法書士　秦　佑輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県大島郡瀬戸内町大字嘉鉄一〇七八番地、最後の住所鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字春日一三番地　被相続人　亡　加藤　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月八日

鹿児島県奄美市名瀬入舟町一番一四号　オレンジボックスビル四階　入舟町司法書士事務所　相続財産管理人　山下　和幸

債権申出の催告（第二回）

当社について、東京地方裁判所より平成二十四年十二月二十日清算人選任決定がありましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月八日

東京都新宿区高田馬場四丁目一番一号　株式会社東勝開発　清算人　弁護士　内田　光也　連絡先　熊本市西区島崎四丁目七番七五―一号内田法律事務所

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十六年三月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十六年四月八日

東京都豊島区南池袋二丁目三二番八号　株式会社ＳＲＡ規約型確定給付企業年金　清算人　生川　尚幸

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十六年三月一日、厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十六年四月八日

東京都中央区晴海一丁目八番一〇号　日本ドレッサー株式会社　確定給付企業年金清算人　朝賀　久夫